

6つの技術領域における環境技術例

水・土壤環境保全技術領域

水質汚染対策技術
土壤汚染対策・浄化技術 等

大気環境保全技術領域

大気汚染対策技術
(排ガス、ダイオキシン類、有害物質等)
生活環境保全技術
(騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、
大気排熱抑制) 等

資源循環技術領域

リサイクルに関する技術 等

気候変動対策技術領域

気候変動対策技術 等

自然環境保全技術領域

生物多様性確保技術
外来種対策技術 等

環境測定技術領域

環境測定技術 等

環境技術実証(ETV)事業のご案内

Environmental Technology Verification

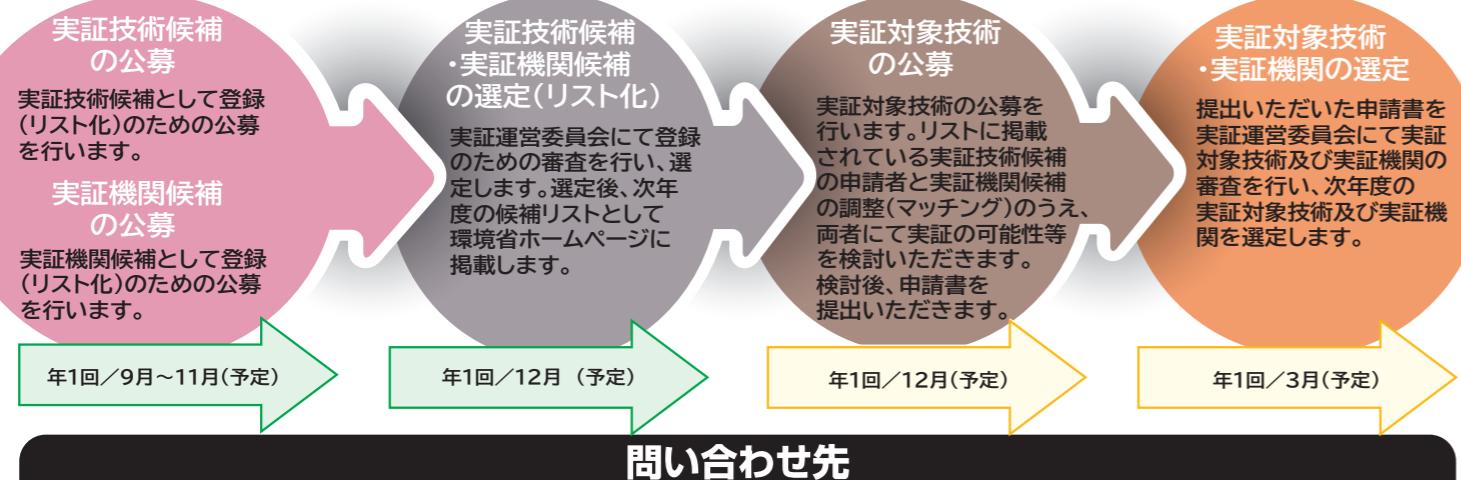


優れた環境技術を普及させるためのお手伝いをいたします。

既に実用化された先進的環境技術の中には、環境保全効果等について客観的立場から示された情報がないために普及が進んでいないものがあります。

環境技術実証(ETV)事業は、そのような環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関(実証機関)が実際の現場等で実証し、その結果を環境省ウェブサイト等で公表、閲覧可能とすることで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業です。

「環境技術実証事業」に係る公募・選定の流れ



申請方法、実証可能性、費用等のご相談

環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関

一般社団法人産業環境管理協会 環境管理部門 国際協力・技術センター

メール: tech-evt@jema.or.jp

住 所: 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング3階

電話番号: 03-3528-8154(直通)

「環境技術実証事業」全般に関する問い合わせ先

環境省大臣官房総合政策課 環境研究技術室

メール: evt@env.go.jp

住 所: 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

電話番号: 03-5521-8239(直通)

詳しくは WEB で!!

環境技術実証事業

検索

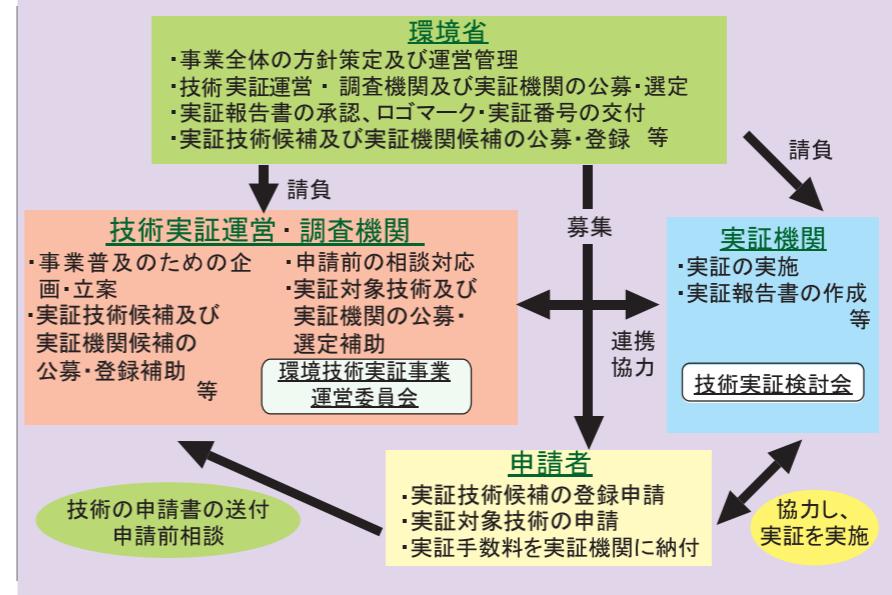
<http://www.env.go.jp/policy/evt/>



令和5年7月



事業の実施体制は?



実証とは?

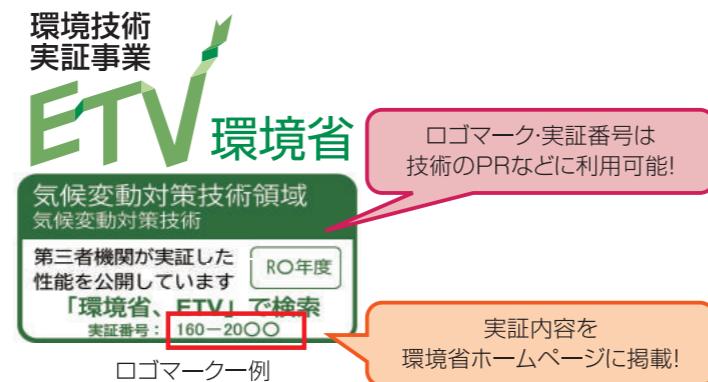
実証とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判断する「認証」とは異なるものです。

「実証」のメリット

■ 実証の過程で有識者による検討・審議をします。技術に関する専門的なアドバイスを受けられることもあります。



■ 実証済み技術には実証番号が付されたロゴマークを交付します。



■ 実証済み技術の報告書は環境省ウェブサイトに公表され、誰でも閲覧できるようになります。

実証番号	実証済技術名	申請者	実証結果 [PDF]
130-1701	空冷室外機の吸引温度低下による空調負荷低減技術「室外機直結型電動ショートセイフティ防止システム Short-circuit Stopper & Sun Shade (略称:サンシェード)」	株式会社 ヤブシタ	[PDF] 516KB
130-1702	空冷室外機等の温度低下による空調負荷軽減技術「省エネ設備エコネット」	エコネット鹿児島株式会社	[PDF] 222KB
130-1703	センサーガスクロマトグラフ ODSA-P3	NISSHAエフアイエス株式会社	[PDF] 260KB

■ 環境技術実証はISO14034として国際標準化されており、我が国の環境技術実証事業はISO14034に整合しております。また、我が国以外の国々(米国、カナダ、ポーランド、デンマーク、フランス、英国、フィリピン、韓国、中国、インドネシア、マレーシア)においても環境技術実証は行われています。



実証技術の導入事例

環境技術実証事業で実証された環境技術が、多くの企業・地方自治体等で活用されております。導入事例は広報用冊子及び環境省ウェブサイトからご確認いただけます。

(<http://www.env.go.jp/policy/etv/episode/index.html>)



フィールド冷却霧システム



カセット式黒煙除去装置

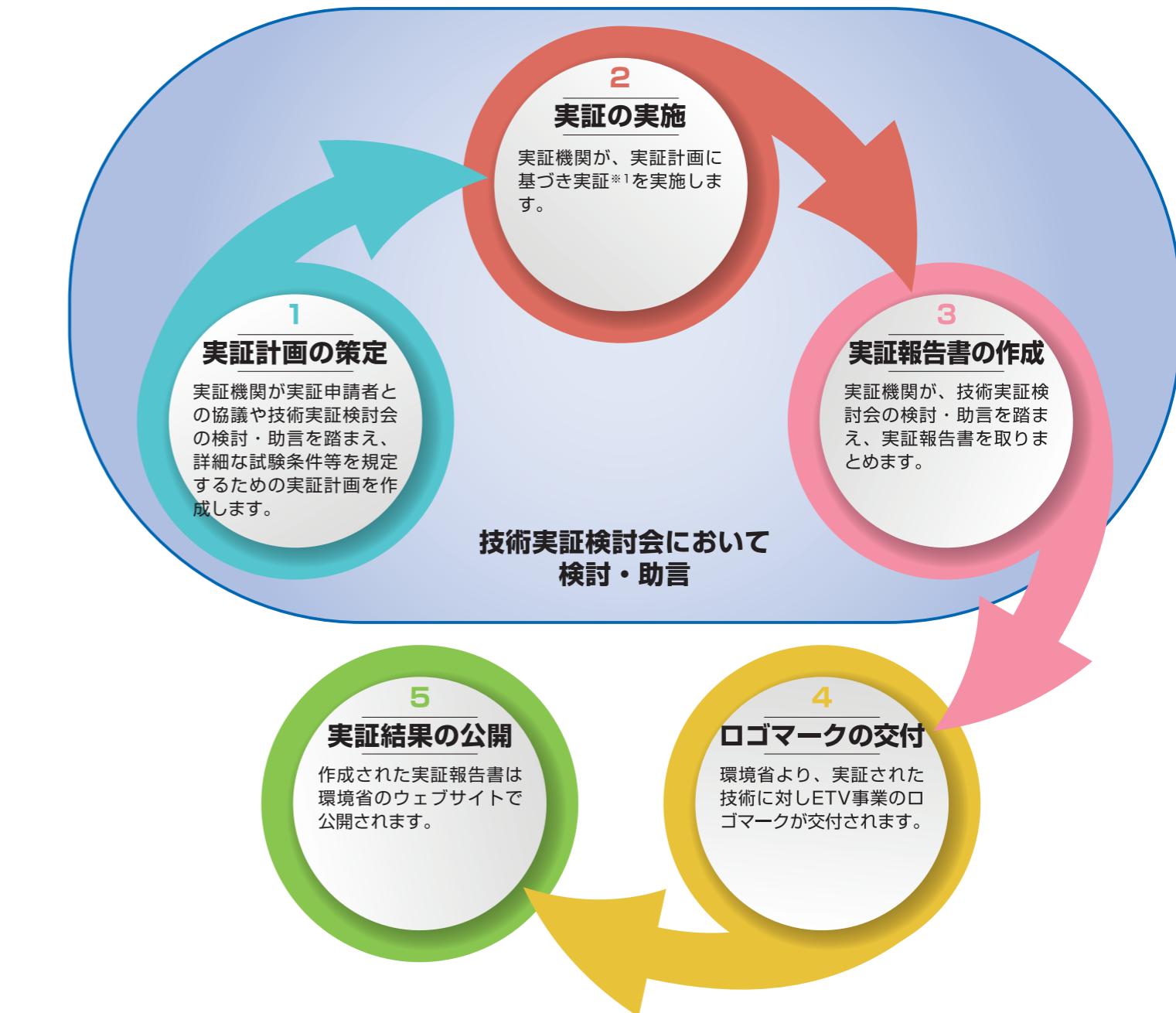


アモルファス変圧器



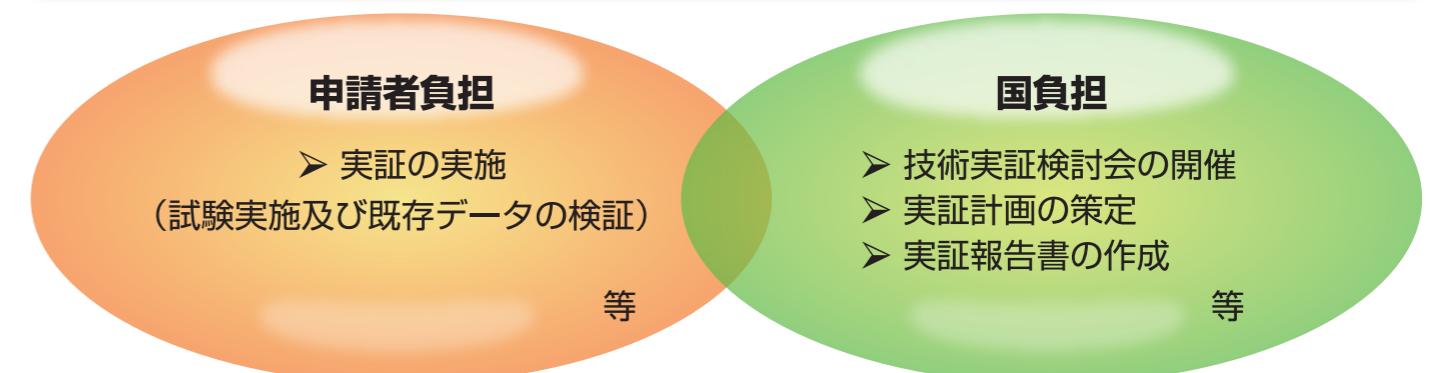
蒸気輸送配管用フリーフロー・スチームトラップ

「実証」に係る一連の流れ



※1 妥当性が確認された既存データを活用し、実証を実施することができます。既存データを活用した実証では実証に要する費用を軽減できます。

費用の分担※2



※2 申請者の負担は、原則として、実証の実施に係る実費としておりますが、技術実証検討会に出席の際の交通費等の費用が発生することがあります。